

ジェトロ環境社会配慮ガイドライン (改定案)

●年●月

日本貿易振興機構（ジェトロ）

目 次

第Ⅰ部 基本的事項

1. 基本理念.....	1
2. 本ガイドラインの目的	2
3. 環境社会配慮の項目と環境社会影響の範囲	2
4. 社会環境と人権への配慮	3
5. ガイドラインの遵守と説明責任の確保	3
6. ガイドラインの改定について	4
7. 用語の定義.....	4

第Ⅱ部 貿易・投資促進事業における環境社会配慮

1. 基本的な考え方.....	5
2. 事業主体としてのジェトロの環境社会配慮.....	5
3. 企業の環境社会配慮へのジェトロの支援.....	6

第Ⅲ部 個別事業に対する環境社会配慮の実施方法

1. 基本的な考え方.....	7
2. 環境社会配慮の手続き	8

別紙1 貿易・投資促進事業において想定し得る環境と人権へのリスクの判断に参考となる国際条約や協定、ガイドライン等

別紙2 申請書における環境社会配慮に関する項目の記述要領

別紙3 スクリーニング様式

別紙4 事業報告書における環境社会配慮に関する項目の記述要領

ジェトロ環境社会配慮ガイドライン

第Ⅰ部 基本的事項

1. 基本理念

日本貿易振興機構（JETRO、以下「ジェトロ」）は、我が国の貿易の拡大、諸外国との円滑な通商経済関係の発展、経済協力の促進に寄与すべく 2003 年に設立された独立行政法人であり、貿易投資振興の取組及びアジア地域等を含む新興国・開発途上国地域の研究を行っている。

ジェトロは、その前身である日本貿易振興会及びアジア経済研究所が設立されてから既に半世紀以上を経ている。この間、グローバル化の進展に伴い国際社会の相互依存は深まり、一国だけでは解決しえない地球規模の問題が顕在化している。環境問題の分野では、気候変動、海洋汚染、有害廃棄物の越境移動、森林破壊、生物多様性減少等の地球規模の問題が深刻化しており、環境社会配慮の必要性は高まるとともに、地球環境の保全と持続可能な発展のための国際協力の重要性が認識されている。

2015年には持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のため、国連サミットにおいて「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択され、持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals：SDGs）の達成に向けて、世界の、社会の、あらゆる層が問題の解決に参加し、地球の未来に貢献することが求められており、官民で多様な取り組みが進展している。

特に、気候変動については、同年、国連気候変動枠組条約締約国会議（COP21）で「パリ協定」が採択され、世界全体の平均気温の上昇を工業化以前より2℃高い水準を十分に下回るように抑えるとともに、1.5℃高い水準までに制限すべく、国際社会が脱炭素社会への移行に向けた努力を行っている。我が国も「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」や「2050年カーボンニュートラル」宣言等に基づき脱炭素社会を目指している。

また、生物多様性についても、2022年には国連生物多様性条約締約国会議（COP15）で、新たな生物多様性に関する世界目標である「昆明・モントリオール生物多様性枠組」、「昆明・モントリオール2030年目標」が採択され、自然の損失を止めてプラスに転じる「ネイチャーポジティブ」の達成を目指し23の目標が策定された。我が国では2023年に「生物多様性国家戦略2023-2030」が策定され、生物多様性・自然資本を守り活用するための戦略が示されている。

経済活動が環境や社会、人権に与える影響への懸念も高まり、2011年には国連人権理事会で「ビジネスと人権に関する指導原則」が承認された。これには国家の人権保護義務とならび企業の人権尊重責任が明記されており、同指導原則に連動する形で、OECD多国籍企業ガイドライン及びILO多国籍企業宣言が改定された。持続可能な開発目標（SDGs）はすべての人々の人権の向上を基礎としており、ビジネスと人権に関する意識は高まるとともに、経済活動における人権尊重を促進する政策として、世界的に企業に対してサプライチェーンも含めた人権尊重を求める法制を導入する動きが広がっている。我が国では2020年に政府により「ビジネスと人権」に関する行動計画（2020-2025）が策定され、国家の人権保護義務として、2022年には「責任あるサプライチェーン

等における人権尊重のためのガイドライン」が策定され、企業による人権尊重を促進するための取組が進められている。

企業の社会的責任(CSR)がISOに組み入れられ、ESG(環境・社会・ガバナンス)に基づく企業経営が求められるようになっている。2006年に国連が提唱した「責任投資原則」にESG投資の課題を組み込むことが示されたことなどによりESG投資は拡大している。また、気候関連財務情報開示タスクフォース(TCFD)、自然関連財務情報開示タスクフォース(TNFD)により財務に影響のある気候変動及び自然関連情報の開示が推奨されるなどESGに関連した情報開示の動きも広まっている。さらに輸出信用機関や民間金融機関等においても、国際金融公社(IFC)のパフォーマンス基準や民間銀行の赤道原則が国際ルールとして定着するとともに、その適用範囲は気候変動や人権尊重などにも拡大している。

このように世界の環境社会配慮を巡る状況が大きく変化する中で、自由で公正な通商ルールに基づく貿易を推進する我が国の通商政策に沿って、貿易投資振興を通じた世界とのつながりを強化し、その活力を積極的に取り込み我が国の成長力の強化並びに国民生活の質の向上に寄与するとともに、我が国と世界の持続可能な発展に貢献していくことは、公的機関としてのジェトロの責務である。こうした認識のもと、現下の情勢に応じた環境社会配慮の取組を推進することを目的として、ジェトロは、環境社会配慮の具体的内容と手続きを定めた「ジェトロ環境社会配慮ガイドライン」を改定する。

ジェトロは、2023年4月から開始した第6期中期計画(2023年から2026年度)において、「自ら制定した環境社会配慮ガイドラインの基本理念に則り、ガイドラインに定められた具体的な責務と手続きに基づき、環境と社会に配慮した業務運営を適切に行い、公的機関としての社会的責任を果たす」と明記し、環境及び社会に配慮した業務運営を推進することを確認している。

本ガイドラインは、ガイドライン第Ⅰ部6.の「本ガイドラインの改定について」の規定に基づき、2022年度から2023年度にかけて開催したジェトロ環境社会配慮諮問委員会及び同委員会ワーキンググループにより検討が行われ、外部からの意見聴取を経て、改定されたものである。

2. 本ガイドラインの目的

本ガイドラインは、ジェトロがその事業を通じて、我が国と世界の持続可能な発展に貢献するため、対外的な透明性を保ちつつ、果たすべき環境社会配慮上の責務を定め、また、望ましい方向性を示すことを目的とする。このため、本ガイドライン第Ⅰ部は基本的事項、第Ⅱ部はジェトロの貿易・投資促進事業における環境社会配慮、第Ⅲ部は個別事業に対する環境社会配慮の実施方法について、それぞれ定めるものとする。

3. 環境社会配慮の項目と環境社会影響の範囲

環境社会配慮の対象項目は、大気、水、土壌、廃棄物、事故、水利用、気候変動、生物多様性、生態系サービス等を通じた人間の健康と安全及び自然環境(越境または地球規模の環境影響を含む)並びに以下に列挙するような事項への環境社会影響を含む。非自発的住民移転等人口移動、

雇用や生計手段等の地域経済、土地利用や地域資源利用、社会関係資本や地域の意思決定機関等の社会組織、既存の社会インフラや社会サービス、貧困層や先住民族等の社会的に脆弱なグループ、被害と便益の分配や開発プロセスにおける公平性、ジェンダー、子どもの権利、文化遺産、地域における利害の対立、HIV/AIDS、新型コロナウイルス等の感染症、労働環境（労働安全を含む）、放射性物質が含まれる。なお、個別プロジェクトの検討においては幅広い洗い出しにより必要な項目に絞り込む。

ジェトロが事業の実施にあたり調査・検討すべき影響は、事業の直接的、即時的な影響のみならず、合理的と考えられる範囲内で、派生的・二次的な影響、累積的影響、不可分一体の事業の影響も含む。また、事業のライフサイクルにわたる影響を考慮することが望ましい。

環境や地域社会に対する影響を事前に把握するには関連する様々な情報が必要であるが、影響のメカニズムが十分に明らかになっていないこと、利用できる情報が限られていること等の理由から、影響予測を行うことには一定の不確実性を伴う場合がある。不確実性が大きいと判断される場合には、可能な限り予防的な措置を組み込んだ環境社会配慮を検討する。

4. 社会環境と人権への配慮

環境社会配慮の実現にあたっては、当該国の社会的・制度的条件及び事業が実施される地域の状況による影響を受けることがある。特に、紛争国や紛争地域、表現の自由等の基本的諸権利や法的救済を受ける権利が制限されている地域においてジェトロが事業を実施する際には、このような地域事情への特別な配慮が求められる。

ジェトロは、事業の実施にあたり、国際人権規約をはじめとする国際的人権基準の原則を尊重する。国連の「ビジネスと人権に関する指導原則」に基づき人権デューディリジェンスを推進するとともに、日本政府が策定した「ビジネスと人権」に関する行動計画（2020-2025）に従い、指導原則に基づく「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」を踏まえた取組を推進する。この際、先住民族、女性、民族的または種族的、宗教的、言語的少数者、子ども、高齢者、貧困層、先住民族、障がい者、難民・国内避難民及び移住労働者とその家族、マイノリティ等の社会的に弱い立場にある者の人権について特に配慮する。

5. ガイドラインの遵守と説明責任の確保

ジェトロは、本ガイドラインを対外的な透明性を確保しつつ遵守していくため、外部有識者による「環境社会配慮諮問委員会（以下「諮問委員会」）」を設置し、その下に分科会を設置する。委員の氏名、所属、専門分野は、諮問委員会設置後速やかにウェブサイトで公開し、会議は原則として公開とする。

ジェトロは、定期的に諮問委員会を開催し、環境社会配慮の観点から事業の実施状況及び環境社会配慮への取組などを報告し、本ガイドラインの遵守、必要な場合にはガイドライン見直し等について、専門的立場からの助言を求める。諮問委員会の議事録は発言順に発言者名を明記したものを作成し、ウェブサイトで公開する。

ジェトロは、本ガイドラインの遵守に関する外部からの日本語または英語での意見を、電子メール、郵送、ファックス等の文書で受け付ける。

ジェトロは、受け付けた意見を各担当部、総務部環境社会配慮審査役（以下「環境社会配慮審査

役)及び諮問委員会に送り、適切な対応を取る。その際、必要に応じ諮問委員会に専門的立場からの助言を求める。その上で、具体的な対応方法を意見送付者に連絡する。

6. ガイドラインの改定について

ジェトロは、本ガイドラインの運用実態について確認を行い、その結果に基づき、また必要に応じて改定を行う。改定にあたっては、我が国政府、我が国の法人等、専門家、NGO等の意見を聞いた上で、透明性と説明責任を確保したプロセスで行う。

7. 用語の定義

- (1) 「環境社会配慮」とは、大気系、水系、土壌への影響、生物多様性等自然への影響、非自発的移転、**労働者**、先住民族等の人権の尊重その他の社会への影響に配慮することをいう。
- (2) 「ビジネスと人権」とは、「国連ビジネスと人権に関する指導原則」にもとづく概念。国家は国際人権法のもと自国領域/法的管轄内において人権侵害から人々を守る義務があり、たとえ国家がその義務を果たしていない場合でも、すべての企業（経済主体）は人権を尊重する責任がある。経済主体は、その活動が人々の権利に与える負の影響を把握し、人権侵害を回避し、自体が関与した人権への負の影響に対処すべきとの原則のことをいう。
- (3) 「中期計画」とは、独立行政法人通則法の規定により、経済産業省が定めるジェトロの中期目標に基づいて、ジェトロが計画的に業務遂行するために策定する計画のことをいう。
- (4) 「貿易・投資促進事業」とは、ジェトロが中期計画に基づき実施する事業のことをいう。また、同事業には、国・他機関・自治体などからの委託事業なども含むものとする。
- (5) 「スクリーニング」とは、その事業特性と地域特性に基づき、環境社会配慮の必要性について判断を行うことをいう。本ガイドラインでは、貿易・投資促進事業を環境社会への影響に応じてカテゴリ分類を行い、各分類に定められた対応を行う。
- (6) 「ステークホルダー」とは、本ガイドラインにおいては、ジェトロ事業に関係を有する、あるいはジェトロ事業により影響を受ける個人や団体、さらにはジェトロ事業に関し知見あるいは意見を有する個人や団体のことをいう。ただし、個別事業に対する環境社会配慮の実施においては、プロジェクトが最終的に実施される場合の、事業の実施予定地を管轄する行政などの関係者、プロジェクトによって影響を受けると想定される個人や団体(非正規居住者を含む)、及びプロジェクトに知見もしくは意見を有すると想定される個人や団体(現地で活動しているNGOを含む)のことをいう。
- (7) 「幅広い洗い出し」とは、当該プロジェクトが進展した際に環境社会配慮が適切に実施されるために、事業の実施時点において想定される幅広い環境及び社会影響の評価項目の選定を行うことをいう。

第Ⅱ部 貿易・投資促進事業における環境社会配慮

1. 基本的な考え方

(1) 環境社会配慮を通じた組織の社会的価値の向上

企業が持続的に発展するためには、その活動が**環境と**社会へ与える影響を考え、ステークホルダーとの関係を重視しながら企業の社会的責任（CSR）への取組を果たすことが必要不可欠である。さらに2015年に国連サミットで採択された「持続可能な開発目標（SDGs）」の達成に向けて、企業も積極的に自らの活動を変革していくことが求められている。

公的部門に属しつつも、その事業の性格から民間企業と日常的な接触を持つジェトロの役割は、事業主体として実施する貿易・投資促進事業の環境社会への影響に適切に配慮することにより組織としての社会的価値を高めるとともに、民間企業による環境社会配慮、さらには**CSR活動への取り組み**、SDGsへの貢献などを支援することで持続可能な発展に寄与することである。

(2) 情報公開とステークホルダーとのコミュニケーション

一般的に環境社会配慮の信頼性、あるいは企業のCSRの信頼性を支える最も重要な要素は、積極的な情報の公開とステークホルダーとの対話、コミュニケーションである。ジェトロは、自らの事業に関する情報公開、ステークホルダーとの対話、コミュニケーションを積極的に進めると共に、その業務を通じ民間企業にも同様の取り組みを働きかけていく。

2. 事業主体としてのジェトロの環境社会配慮

(1) 実施方針

ジェトロは、その貿易・投資促進事業の多様な業務を実施する過程で、事業主体として、環境や社会に対し種々の影響を及ぼす可能性がある。ジェトロは、このような貿易・投資促進事業の遂行上生じ得る環境社会影響を検討し、関連する各国の法令（慣習法や慣習的権利を含む）や国際規範（国際条約・協定、ガイドライン等）などを踏まえながら、その事業を企画、実施する。ジェトロが実施する貿易・投資促進事業において、想定し得る環境や人権へのリスクの判断の参考となる国際条約・協定、ガイドラインなどについては別紙1のとおりである。

(2) カテゴリ分類

ジェトロは、事業主体として実施する貿易・投資促進事業について、その環境社会への影響の程度に応じて3種類にカテゴリ分類し、各分類に定められた環境社会配慮への取組を行う。カテゴリA及びBにおける環境社会配慮の実施方法は、本ガイドライン第Ⅲ部「個別事業に対する環境社会配慮の実施方法」に定める。

1) カテゴリA:

環境や社会への望ましくない影響のある可能性を持つような事業。また影響が複雑、また先例がなく影響の予測が困難であるような場合、影響範囲が大きく影響が不可逆的である場合。

<対象事業>

・ジェトロが案件の具体化支援（実行可能性検証を含む）を目的として、企業の活動経費を

直接補助する事業の中で、事業内容や規模などを考慮して、環境や社会への望ましくない影響負荷が大きいと考えられるもの。

＜取組＞

- ・事業を実施する過程において、本ガイドライン第Ⅲ部1.(2)基本方針に定められた環境社会配慮を実施する。

2) カテゴリB:

環境や社会への望ましくない影響がカテゴリAの事業に比して小さいと考えられる事業。一般的にはサイトそのものにしか及ばず、不可逆的な影響は少なく、通常の方策で対応できると考えられるもの。

＜対象事業＞

- ・ジェトロが案件の具体化支援（実証可能性検証を含む）を目的として、企業の活動経費を直接補助する事業の中で、事業内容や規模などを考慮して、環境や社会への望ましくない影響負荷がカテゴリAの事業に比して小さいもの。

＜取組＞

- ・事業を実施する過程において、本ガイドライン第Ⅲ部1.(2)基本方針に定められた環境社会配慮を実施する。

3) カテゴリC:

環境や社会への望ましくない影響が最小限かあるいはほとんどないと考えられるもの。

＜対象事業＞

- ・ジェトロの貿易・投資促進事業の中で、カテゴリA及びBに属さない環境社会関連事業・取組全般

＜対応＞

- ・諮問委員会に事業・取組概要及び実績等について報告する。

(3) カテゴリ分類の方法

ジェトロは、諮問委員会委員長により指名された諮問委員会委員で構成される分科会の意見を踏まえカテゴリ分類する。

3. 企業の環境社会配慮へのジェトロの支援

ジェトロは、環境社会配慮に係る情報、すなわち各国の法令、国際規範(国際条約・協定、ガイドライン等)、そして各種の実践事例等に関する情報を収集・蓄積し、この情報をその業務を通じて我が国企業に提供し、我が国企業のCSR活動への取り組み、SDGsへの貢献、環境社会配慮を支援する。また、この情報を活用し、海外企業・民間団体、公的機関の環境社会配慮の支援、CSR活動への取り組み、SDGsへの貢献の支援にも努める。

さらに、内外の企業から企業進出に関する相談を受けた場合には、法務・労務・税制等の進出先における経営面での制度情報やビジネス関連情報の提供に留まらず、地域の企業市民として受け入れられるよう、環境社会配慮の視点からの助言も行う。

第Ⅲ部 個別事業に対する環境社会配慮の実施方法

1. 基本的な考え方

(1) 前 提

第Ⅲ部において示される環境社会配慮は、第Ⅱ部 2. (2) カテゴリ分類において、カテゴリ A もしくは B に分類された事業を対象とする。

(2) 基本方針

環境社会配慮の実施は、事業の予備的ないしは補足的な位置付けであり、企業が海外展開するにあたり予め把握しておくべき環境社会配慮調査項目を幅広く洗い出し、配慮する内容を助言することにより、**企業の環境社会配慮を支援し、さらには企業のビジネスリスク低減など企業支援を目的として実施するものである。**

そのため、以下のように手続き及び事業における配慮事項について基本方針を定める。

1) 環境社会配慮の実施方法

※以下の①②④はカテゴリ A と B の対応は共通。③のみカテゴリ A と B で対応が異なる。

①環境社会配慮ガイドライン遵守にかかる同意

ジェットロは、事業の実施主体より本ガイドラインを遵守することについて同意を得る。

②スクリーニング

ジェットロは、本ガイドライン第Ⅱ部 2. (3)に定める「カテゴリ分類の方法」に基づき実施する。

③事業計画に対する助言、調査・検討結果の確認

<カテゴリ A>

ジェットロは、事業開始前に、実施主体より提出された事業概要（当該事業の申請書、別紙 3 のスクリーニング様式など）を諮問委員会分科会に共有し、環境社会配慮項目を幅広く洗い出し、配慮する内容について助言を求める。実施主体は事業の実施過程で助言内容も考慮して環境社会配慮事項について調査を実施し、その結果を報告書案に記述する。諮問委員会分科会は報告書案の内容を確認し、必要に応じて助言する。

<カテゴリ B>

ジェットロは、事業開始前に、実施主体より提出された事業概要（当該事業の申請書、別紙 3 のスクリーニング様式など）に対して、環境社会配慮項目を幅広く洗い出し、配慮する内容について助言する。実施主体は事業の実施過程で助言内容も考慮して環境社会配慮事項について調査を実施し、その結果を報告書案に記述する。ジェットロは報告書案の内容を確認し、必要に応じて助言する。

④情報公開

ジェットロは、環境社会配慮の実施結果について、**原則、実施主体の子解が得られる範囲内で**情報公開する。また、諮問委員会において報告する。

2) 事業における環境社会配慮の項目とその影響の範囲

助言対象となる事業の環境社会配慮の項目と環境社会影響の範囲については、本ガイドライン第Ⅰ部基本的事項の 3.「環境社会配慮の項目と環境社会影響の範囲」及び 4.「社会環境

と人権への配慮」に掲げたものとする。

3) 事業における配慮事項

①事業計画の妥当性確認

実施主体は、事業戦略、経済・技術的な側面に加え、環境社会配慮の観点を踏まえて本事業計画の妥当性を確認し、必要に応じて、事業の効果・影響、考え得る他の選択肢との比較を行う。

②ステークホルダーからの情報収集等

実施主体は、海外事業展開に伴い想定されるステークホルダーから環境社会配慮にかかる情報収集に努め、その結果を報告書に記述する。特に、事業予定地が明らかになっているあるいは被影響地域が明確であると判断される場合には、当該地域の環境社会配慮に詳しい企業、自治体・団体、個人などから情報収集するとともに、想定されるステークホルダーの特定方法と必要な情報収集の内容・方法を含む協議の結果を記述する。

(3) ジェトロが担う環境社会配慮上の責務

- 1) ジェトロ及び／又は諮問委員会分科会は、実施主体に対して環境社会配慮のリスク及び調査項目などについて助言するとともに、その内容が適切に調査・検討されているか確認した上で、必要に応じて追加調査や報告書の修正を実施主体に助言する。
- 2) ジェトロは、各助言対象となる事業の実施中にステークホルダー等からの関連情報を受け取った場合、その内容を実施主体と共有した上で、必要に応じて適切に対応する。なお、実施主体との情報共有にあたり、情報共有者が被影響住民やその支援者等、事業から影響を受ける立場である場合、当該事業地に関連するにおいて企業や行政から情報提供者に不当な圧力が生じないように可能な限り配慮する。
- 3) ジェトロは、環境社会配慮の実施状況を含む環境社会関連事業・取組全般について諮問委員会に報告し、同事業・取組に関して専門的な立場から助言を求める。

2. 環境社会配慮の手続き

(1) 事業実施前の段階

- 1) 担当部は、事業を公募する際に、実施主体が本ガイドラインの内容を確認できるように配慮する。
- 2) 事業の実施主体は、本ガイドラインを遵守することに同意した上で、事業の所定の申請書及び別紙3「スクリーニング様式」をジェトロに提出する。申請書における環境社会配慮に関する項目の記述にあたっては、別紙2「申請書における環境社会配慮に関する項目の記述要領」を参照する。
- 3) 担当部は、申請書及びスクリーニング様式の記述内容をチェックし、環境社会配慮に関する調査項目が適正か判断する。また、必要に応じ、海外事務所から情報収集を行う。
- 4) ジェトロ及び／又は諮問委員会分科会は、申請書に適切な環境社会配慮の調査項目が含まれているか、別紙2「申請書における環境社会配慮に関する項目の記述要領」に基づき確認し、実施主体に助言する。
- 5) 環境社会配慮審査役は、担当部に対し、申請書に適切な環境社会配慮調査項目が含まれてい

ることの確認に協力し、必要な助言を与える。

(2) 事業の実施段階

- 1) 環境社会配慮調査の具体的項目としては、まず①相手国の環境社会配慮に関連する諸制度の内容確認、②この段階で想定可能な案件立地点の自然、社会環境等に関する情報の収集であり、別紙4「事業報告書における環境社会配慮に関する項目の記述要領」に基づき個別調査案件毎に行う。そして、必要な案件については、当該案件が事業化される際に、環境社会配慮が適切に行われるために必要と事業実施時点で想定される調査項目の幅広い洗い出しを行う。
- 2) 実施主体は、必要に応じて、環境社会配慮を専門とする者を派遣し、現地調査を行うものとする。
- 3) 実施主体は、別紙4に基づき、ジェットロ及び/又は諮問委員会分科会より助言のあった内容を含め幅広い洗い出しを行った調査項目について調査・検討し、その結果を報告書に記述する。
- 4) 実施主体は事業予定地が明らかになっている、あるいは被影響地域が明確であると判断される場合には、想定されるステークホルダーの特定方法と必要な情報収集の内容・方法を含む協議の結果を記述する。このために、必要に応じて当該地域の環境社会状況に詳しい個人や団体からの情報収集に努める。
- 5) 実施主体は、調査の文献及び基礎データについては、出典及び入手経路を記述する。
- 6) 担当部は、事業の実施過程において、別紙4に基づき、環境社会配慮調査項目が適切に調査・検討されているか確認する。
- 7) 環境社会配慮審査役は、担当部の確認に協力し、必要な助言を与える。

(3) 事業報告書の精査段階

- 1) 担当部は、提出された報告書の精査段階において、別紙4に基づき、当該案件に適切な環境社会配慮調査項目が調査・検討されたか確認する。
- 2) ジェットロ及び/又は諮問委員会分科会は、別紙4に基づき、当該案件に適切な環境社会配慮調査項目が調査・検討されているか、また助言内容が適切に調査・検討されているか確認し、必要に応じて助言する。

(4) 環境社会配慮にかかる情報公開

ジェットロは、環境社会配慮の取組をジェットロホームページに掲載する。

貿易・投資促進事業において想定し得る環境や人権へのリスクの判断に参考となる国際条約・協定、ガイドラインなど							
想定されるリスク	IFC/パフォーマンス基準	国連グローバルコンパクト	国連「ビジネスと人権に関する指導原則」	OECD多国籍企業ガイドライン	多国籍企業及び社会政策に関する原則の三者宣言(ILO)	国際条約や協定など	
①事務所・工業建設にあたっての環境社会影響評価の不実施	○	○	○	○	○		
②結社の自由・団体交渉権の承認、強制労働の禁止、差別の撤廃、安全で健康的な労働環境に対する侵害	○	○	○	○	○	国際人権規約、ILO中核的労働条約	
③最低賃金等の現地法及び国際基準によって認められた労働者の権利に対する侵害	○	○	○	○	○	国際人権規約、ILO労働条約	
④危険かつ非衛生的な職場での雇用	○	○	○	○	○		
⑤気候変動	○	○	○	○	○	パリ協定	
⑥事務所・工場からの汚染物質、有害廃棄物の排出	○	○	○	○	○	ストックホルム条約、ウィーン条約、モントリオール議定書、ロンドン条約	
⑦危険・有害物質の使用	○	○	○	○	○	ストックホルム条約、ウィーン条約、モントリオール議定書、ロンドン条約	
⑧有害化学物質や農薬を含む製品の輸出入	○	○	○	○	○	ロッテルダム条約、ストックホルム条約、EU-RoHS指令、EU-REACH規則	
⑨有害廃棄物の輸出入	○	○	○	○	○	バーゼル条約	
⑩製品使用後の有害廃棄物発生	○	○	○	○	○	EU-WEEE指令	
⑪地域住民との自然資源利用の競合	○	○	○	○	○		
⑫災害や事故・緊急時の対応の不徹底	○	○	○	○	○		
⑬汚職、腐敗、賄賂、不透明な金品の授受等	○	○	○	○	○	OECD外国公務員贈賄防止条約	
⑭用地取得に伴う非自発的な住民移転の発生	○	○	○	○	○		
⑮森林違法伐採、動植物の生育環境破壊、希少動植物の商業利用、外来種の偶発的な移入	○	○	○	○	○	生物多様性条約、ラムサール条約、ワシントン条約	
⑯バイオ、ナノテク等の先端分野において安全性の点で議論があるような技術、製品の流入	○	○	○	○	○	カルタヘナ議定書	
⑰先住民の権利、尊厳及び文化保護	○	○	○	○	○		
⑱文化遺産の保護及び文化遺産による便益の公平な分配	○	○	○	○	○		
⑲市民及び労働者に対する環境情報の非開示、意思決定過程への不参加等	○	○	○	○	○	オースス条約	

※本内容は事業内容などを考慮して随時更新予定

申請書における環境社会配慮に関する項目の記述要領

事業の提案者は、申請書の提出にあたり環境社会配慮に係る項目については、下記のとおり記述すること。なお、事業実施にあたって必要となる環境社会配慮への対応策の実施が困難な案件の応募は受け付けないので留意すること。

1. 事業概要

本項目には、事業概要（対象国、対象分野、事業戦略、提案技術・サービス、進出形態、事前の現地調査、事業化予定時期、現地パートナー、想定投資額・受注額など）について記載すること。また、海外事業展開において新たに用地取得もしくは拡張の可能性がある場合には、**用地の規模（面積）、新たに見込まれる雇用人数**などについても可能な範囲内で記述すること。

2. 環境社会配慮にかかる調査概要

（1）調査内容・項目

本項目には、事業実施にあたり環境社会配慮にかかる必要な調査及び今回の調査におけるスコープ等につき、簡潔に記述すること。

（2）既存調査の有無

本項目には、当該事業における環境社会配慮に関する既存調査がある場合は、その内容について記述すること。

（3）環境社会影響の可能性

本項目には、事業の実施が環境社会影響に与える可能性の有無について記入すること。影響を与える可能性がある場合は、環境社会影響をどのように把握するのかその調査方法等を記述し、可能性がない場合は、事業の性格や実施内容に則した明確な理由を記述すること。環境社会影響については、別紙3「スクリーニング様式」にも併せて回答すること。

3. 環境改善効果

本項目には、本事業を実施することにより環境**社会**改善効果（省エネ、省資源、自然環境保全、代替エネルギー、**労働条件、労使関係、職場のダイバーシティ&インクルージョン、労働者の技能構築**等）が期待される場合には、その内容・理由等について記述すること。

スクリーニング様式

項目 1 事業概要

1-1 事業実施にあたり、新たに用地取得もしくは拡張の可能性はありますか。現段階では具体的に決まっていない場合でも、将来的に可能性がある場合には「Yes」に回答して下さい。

☐ YES ☐ NO

1-2 上記 1-1 で「Yes」と回答した場合、事業の実施予定地を記入して下さい（地図の添付が望ましい）。具体的な事業予定地が決まっていない場合には、予定地域を可能な範囲で記入して下さい。（ ）

1-3 事業実施にあたり、新たに雇用を創出する、あるいは既存のバリューチェーン上の雇用について影響を及ぼす可能性はありますか。現時点で具体的に決まっていない場合でも、将来的に可能性がある場合には「Yes」を回答してください

☐ YES ☐ NO

項目2 ステークホルダーとの協議等

2-1 本事業を進めるにあたり、既にステークホルダー協議を実施しましたか。

☐実施済み ☐実施していない（今後実施予定含む）

実施済の場合は、該当するステークホルダーをチェックし、日時、場所、参加人数、所属、性別、主な意見と対応状況等を記入してください（複数回答可）。

□関係省庁（ ）

☐地域住民（ ）

☐ NGO ()

☐労働者・労働組合（ ）

☐ その他 ()

2-2 本事業は、新規に開始するものですか、既の実施しているものですか。既の実施している場合、既に行われている事業活動について、現地住民等より強い苦情や意見を受けたことがありますか。

☐新規 ☐既往（苦情あり） ☐既往（苦情なし） ☐その他（ ）

現地住民等から苦情や意見があった場合には、下記欄に、具体的な内容を記述してください。

また、可能な範囲でそれに対して取った対応策も併せて記述して下さい。

項目3 環境アセスメント等の実施予定の有無

3-1 事業実施にあたり、環境アセスメント(EIA、IEE等)は、制度上または事業実施の国内法上、必要とされますか。必要な場合、実施又は計画されていますか。必要な場合は、必要とされる根拠についても記入してください。

☐必要 (☐ 実施済 ☐ 実施中・計画中)
(必要な理由:)

☐不要

☐未確認(今後調査予定を含む)

☐その他 ()

3-2 上記3-1で「必要」と回答した場合、環境アセスメントは当該国の環境アセスメント法に基づき審査・承認を受けていますか。既に承認されている場合には、その承認年月、承認機関を記載してください。

☐承認済み(附帯条件なし)(承認年月: 承認機関:)

☐承認済み(附帯条件あり)(承認年月: 承認機関:)

☐審査中

☐実施中

☐手続きを開始していない

☐その他 ()

3-3 その他の許認可が必要な場合、その許認可名を記載してください。また、当該許認可を取得済みですか。

☐取得済み ☐取得必要だが未取得 ☐取得不要

☐未確認(今後調査予定を含む)

☐その他 ()

(許認可名:)

3-4 環境アセスメント報告書や許認可書等は、一般に公開されていますか。公開されている場合、場所、URL等を記載してください。

☐現地事務所などで公開されている(場所:)

☐ウェブサイト上で公開されている(URL:)

☐公開されていない

☐その他 ()

項目4 環境社会配慮の実施に関する確認

4-1 本事業の実施予定地又はその周辺に、次に示す地域がありますか。

☐YES ☐NO

Yesの場合には、該当する項目をチェックしてください。また具体的名称等を記載してください(複数回答可)。

- ☐ 国立公園、国指定の保護対象地域（国指定の海岸地域、湿地、少数民族・先住民族のための地域、文化遺産等）（名称： ）
- ☐ 原生林、熱帯の自然林（名称： ）
- ☐ 生態学的に重要な生息地（サンゴ礁、マングローブ湿地、干潟等）（名称： ）
- ☐ 国内法、国際条約等において保護が必要とされる貴重種の生息地
（生息地の名称、希少種の種類： ）
- ☐ 大規模な塩類集積あるいは土壌浸食の発生する恐れのある地域（名称： ）
- ☐ 砂漠化傾向の著しい地域（名称： ）
- ☐ 考古学的、歴史的、文化的に固有の価値を有する地域（名称： ）
- ☐ 少数民族あるいは先住民族、伝統的な生活様式を持つ遊牧民の人々の生活区域、もしくは特別な社会的価値のある地域（名称： ）

4-2 本事業の実施予定地において、以下に示す要素が予定又は想定されていますか。

☐ YES ☐ NO

YES の場合には、該当する内容にチェックを入れて、可能な範囲内で、カッコ内に詳細を記載してください（複数回答可）。

☐ 非自発的住民移転

☐ 地下水揚水

☐ 埋立、土地造成、開墾

☐ 事業に伴う環境の改変による周辺住民への生業への影響

☐ 森林伐採

（例：非自発的住民移転数、埋立面積、森林伐採面積等： ）

4-3 本事業の実施過程及び主要なサプライチェーンで、環境社会に望ましくない影響を及ぼすことが懸念されますか。懸念事項がある場合には、以下の該当する項目にチェックしてください（複数回答可）。また、懸念事項について、可能な範囲内で具体的に記載してください。

☐ YES ☐ NO

☐ 大気汚染

☐ 水質汚濁

☐ 土壌汚染

☐ 廃棄物

☐ 騒音・振動

☐ 地盤沈下

☐ 悪臭

☐ 地形・地質

☐ 底質

☐ 生物多様性

- ☐水利用
- ☐事故
- ☐気候変動
- ☐非自発的住民移転
- ☐雇用や生計手段等の地域経済
- ☐土地利用や地域資源利用
- ☐社会関係資本や地域の意思決定機関等の社会組織
- ☐既存の社会インフラや社会サービス
- ☐貧困層・先住民族・少数民族・難民・国内避難民
- ☐被害と便益の偏在
- ☐地域内の利害対立
- ☐ジェンダー
- ☐障がい者
- ☐子どもの権利・高齢者への配慮
- ☐人権侵害の可能性
- ☐文化遺産
- ☐HIV/AIDS、新型コロナウイルス等の感染症
- ☐労働環境・労働安全
- ☐移住労働・強制労働
- ☐汚職・腐敗
- ☐その他（ ）

上記でチェックした懸念事項について、可能な範囲内で具体的に記入して下さい。
 （ ）

4-4 事業の実施場所・方法等について、他の選択肢との比較検討を行った場合には、その内容について、できる限り具体的に記載してください。

（ ）

※本様式は暫定的な雛形であり、実際の運用を踏まえ適宜、修正を行います。

事業報告書における環境社会配慮に関する項目の記述要領

事業の実施者は、事業報告書の作成にあたり環境社会配慮に係る項目については、下記のとおり記述すること。

1. 事業概要

本項目には、事業概要（対象国、対象分野、事業戦略、提案技術・サービス、進出形態、事前の現地調査、事業化予定時期、現地パートナー、想定投資額・受注額など）について記載すること。また、海外事業展開において新たに用地取得もしくは拡張の可能性がある場合には、用地の規模(面積)、**新たに見込まれる**雇用人数などについても可能な範囲内で記述すること。

2. 環境社会的側面の検討

(1) 事業の実施に伴う環境社会面への影響

本項目には、ジェトロ及び/又は諮問委員会分科会より助言のあった内容を含め、環境社会配慮にかかる調査結果を記述すること。

調査の実施者は、特に、事業予定地が明らかになっている、あるいは被影響地域が明確であると判断される場合には、想定されるステークホルダーの特定方法と必要な情報収集の内容・方法等を含む協議の結果を記述すること。このために、必要に応じて当該地域の環境社会状況に詳しい個人や団体からの情報収集に努め、情報収集を行った場合はその結果を記述すること。

(2) 相手国の環境社会配慮関連法規の概要及びそのクリアに必要な措置

本項目には、事業の実施の際に関係する環境社会配慮関連法規の概要とそれをクリアするために必要な措置について、本事業において調査・検討した内容を記述すること。また、事業の実施に必要となる相手国のEIA(環境アセスメント)等の内容についても記述すること。本調査の次の段階でEIAを行なう必要がある場合は、時期、期間、調査が必要な領域・調査事項、本事業の実施段階で想定し得る必要な対応策等を可能な範囲で記述すること。

3. 環境改善効果

本項目には、本事業を実施することにより環境**社会**改善効果（省エネ、省資源、自然環境保全、代替エネルギー、**労働条件、労使関係、職場のダイバーシティ&インクルージョン、労働者の技能構築等**）が期待される場合には、その内容・理由等について記述すること。なお、その際、例えば、現状分析、将来予測、プロジェクトを実施した場合の効果・影響などについて可能な範囲内で記述すること。